

地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期目標

令和3(2021)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

栃 木 県

前文

栃木県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）は、県民が求める高度で専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として栃木県のがんの医療水準の向上・均てん化を推進するなど、県内におけるがん医療に対して極めて重要な役割を果たしている。

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの第 1 期中期目標期間においては、がんリハビリテーション提供体制の整備やゲノムセンターの開設を行うとともに、地方独立行政法人制度の特長を活かして、専門的な資格やノウハウを持った職員を随時採用するなど、医療の質の向上とその体制づくりに取り組んできた。

一方、経営面においては、平成 28（2016）年度は経常収支の黒字化を達成したものの、平成 29（2017）年度以降は純損失を計上しており、非常に厳しい経営状況が続いている。

また、近年、急速な高齢化の進展や、入院治療から外来治療への移行、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境は大きく変化している。

令和 3（2021）年度からの 5 年間の第 2 期中期目標期間においては、こうした医療環境の変化に迅速に対応し、経営の健全化を図るとともに、県民に対する医療サービスをさらに充実させていくことが求められる。

この第 2 期中期目標は、第 1 期中期目標期間における業務実績や経営状況、医療環境の変化などを踏まえ、医療サービスの向上、医療従事者の確保と育成、地域の医療機関との連携、業務運営の改善や効率化など、がんセンターが達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。

がんセンターにおいては、地方独立行政法人の利点を十分に活かした病院運営を行うことにより、経営改善を図りつつ、質の高いがん医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上を推進するなど、県民の健康の確保及び増進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの5年間とすること。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療など質の高い医療を提供すること。

また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立って医療を提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。

さらに、県全体のがん医療水準の向上や在宅医療の充実を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療に貢献すること。

1 質の高い医療の提供

(1) 高度で専門的な医療の推進

希少がんや難治性がんの特性に応じた医療やがんゲノム医療の提供など、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、高度で専門的な医療を提供すること。

(2) チーム医療の推進

多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、患者及びその家族も一員としたチーム医療を推進すること。

(3) 緩和ケアの推進

患者の苦痛の軽減や療養生活の質の維持向上を図るため、緩和ケアセンターによる緩和ケア提供体制の充実など、がんと診断された時からの緩和ケアを推進すること。

(4) がん患者リハビリテーションの推進

患者の運動機能の改善及び生活機能の低下予防のため、患者の病態に

応じたりハビリテーションの提供を推進すること。

2 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策等の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進するとともに、感染管理体制を充実するなど、院内感染対策を強化すること。

(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底

安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底など、医療機器や医薬品等の管理を徹底すること。

3 患者・県民の視点に立った医療の提供

(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実

患者及びその家族の視点に立ち、必要な情報を分かりやすく説明することを徹底するとともに、患者の生活スタイルを踏まえた治療法の選択を支援するための医療相談の充実を図るなど、患者及びその家族への医療サービスを充実すること。

(2) 患者の就労等に関する相談支援機能の充実

患者の就労をはじめ、社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワークなどの関係機関との連携を図るとともに、相談支援機能を充実すること。

(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上

職員の接遇マナーの向上を図るとともに、患者のニーズを的確に把握しそれに応える改善に取り組むなど、患者及びその家族の利便性・快適性の向上に努めること。

(4) 県民へのがんに関する情報の提供

県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、県民に対

する普及啓発活動に努めるとともに、ホームページを充実するなど、適切な情報提供を行うこと。

(5) ボランティア等民間団体との協働

ボランティアが運営するがん患者等と同じ立場の人同士の交流の場の充実など、ボランティア等民間団体との協働による取組を推進すること。

4 人材の確保と育成

(1) 医療従事者の確保と育成

県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者や病院経営に精通した事務職員の確保と育成に努めること。

(2) 研修内容の充実

高度で専門的な医療を提供するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど、研修内容の充実を図ること。

(3) 人事管理制度の構築

職員の勤務成績などを考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。

(4) 働きやすい職場環境づくり

医療従事者の勤務環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進など、職員が安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう職場環境の整備に努めること。

また、タスク・シフティングの推進による労働時間の短縮や多様な勤務形態の導入など、働き方改革の取組を推進すること。

(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上

患者の尊厳などを守るため、医療倫理の教育や研修を定期的実施するなど、医療従事者の臨床倫理観の向上を図ること。

5 地域連携の推進

(1) 地域の医療機関との連携強化

患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、ニーズを把握しながら、地域の医療機関との的確な役割分担を行い、地域医療連携ネットワークシステム（とちまるネット）を活用するなどして、病診・病病連携を強化すること。

(2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化

がんになっても住み慣れた地域で療養することができるよう、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションの活動支援など、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化すること。

(3) 在宅緩和ケアの推進

がんになっても住み慣れた地域で医療サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、在宅における緩和ケアを推進すること。

6 地域医療への貢献

(1) 地域のがん医療の質の向上のための支援

地域のがん医療の質の向上を推進するため、がん医療に携わる医療従事者の育成に対する積極的な支援等を行うこと。

また、AYA（Adolescent and Young Adult）世代（思春期世代と若年成人世代）のがん患者支援を推進するため、がん治療医と生殖医療専門医の連携体制の促進に努めること。

(2) がん対策事業への貢献

がん登録のデータ収集や分析を行うなど、国や県などが効果的ながん対策事業を実施できるよう、積極的に貢献すること。

7 災害等への対応

被災状況を想定した訓練・研修の実施等により、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じるとともに、BCP（事業継続計画）を継続的

に見直すことにより、災害発生時の事業の継続・早期復旧に向けた備えを強化すること。

また、災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。

また、経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

1 業務運営体制の確立

(1) 効率的な組織体制の構築

医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行えるよう、法人の組織体制を検討し、より効果的かつ効率的な業務運営体制を構築すること。

また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成を検討し、経営効率の高い職員配置に努めること。

(2) 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。

2 収入の確保及び費用の削減への取組

(1) 収入の確保への取組

病診・病病連携の強化や積極的な情報発信と質の高いがん医療の提供などにより、患者を確保すること。

また、病床利用率の向上策や診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収の徹底などにより、収入を確保すること。

(2) 費用の削減への取組

経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに、適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革及び原価計算の実施などにより、費用の削減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の確保の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。

また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備のあり方・医療機器整備の検討

病院施設の老朽化や地域の医療機関の状況等を踏まえ、長期的な視点から、今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を具体的に検討すること。

また、医療機器については、近隣の医療機関との共同利用や費用対効果等を総合的に勘案した上で、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に対応するため、計画的な更新・整備に努めること。

2 適正な業務の確保

県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。また、これらを確保するために、内部統制を充実すること。